

		実施項目	令和5～6年度(ステップ1)	R5年度の進捗、 次年度への展望 等	成果 (どんなことができたか)	ステップ2(R7・8)での 具体的な事業	令和7～8年度 (ステップ2)	令和8年度末の あるべき姿
地域福祉を担う人づくり	1 地域福祉の心を育む福祉教育の推進	地域の多様な機関との協働による福祉教育の充実	社会福祉法人や福祉団体・施設、地域づくり協議会福祉部・地区社協等、各種ボランティアと、福祉教育に関する課題共有と協働を推進する。	社会福祉法人連絡会のプロジェクトとしてチームを立ち上げ、新たな年齢層(中学生向け)に対する福祉教育プログラムの作成に取り組んでいる。	・法人プロジェクトと共に学生年代別に関わりを持ち、講話や体験講座を行った。 ・法人職員と市民ボランティアと協働し、福祉教育プログラムの作成にとりかかる。	・多様な機関、団体と共に福祉教育プログラムの作成、実践を行う。	幼児及び小中学校の学府単位の取り組みと地域福祉関連団体との連携によるモデル地区での先駆的プログラムを推進する。	地域課題の視点に立った福祉教育プログラムを構築する。
		心のバリアフリーの普及・推進	地域共生社会の啓発を目的とする講座や研修機会を実施。市社協主催の「みんなの福祉教育」、地区社協主催の研修支援を行う。	障害者のスポーツ教室とボッチャをテーマに「みんなの福祉教育」を開催。また産業大学へ出向き地域福祉とボランティアについての講義を行った。	・「みんなの福祉教育」で発達障がいを地域で理解するための講座を開催。 ・ボラ連主催の講演会で、災害時に障がいを持つ当事者がどのようなことに困るかなどの事例を紹介いただき、自分ごととして考えられる機会を設ける。	・地域福祉を軸にした、学校・地域とをつなぐ福祉教育の協同実践の場を作る	地区社協など地域福祉活動団体のほか、大学や企業など多様な主体との協働による事業展開を模索する。	地域、学校、企業等、接点が少ない主体同士の協働活動を通して、心のバリアフリーや地域共生社会を具現化する。
		広報・啓発活動の充実	社協だより、ホームページ、SNSなど、広報媒体を有効活用する。また、社会福祉大会を軸として、社会福祉法人や各種団体の活動啓発の機会とする。	SNSの投稿内容をcanvaで作成し見やすいものにしたり、動画を取り入れた。また、災害関連の内容が多く発信され最新の情報を届けられた。 2/25社会福祉大会にて社会福祉法人の製品販売や作品展示を行う。	・社協だよりを大幅にリニューアルし、より幅広い年代に手に取ってもらえるよう内容や見せ方に工夫をしたことで高評価を得た。SNSのフォローも増加し続けている。 ・2/16社会福祉大会にて社会福祉法人の製品販売を実施するほか、PR動画を放映する。	・ボランティア活動や地域活動に興味関心のある学生や若者を巻き込んだ広報活動を行う。	SNSの効果的な活用を実践するため、大学生や20歳代の若者の参画を進め、若年層、勤労者層への働きかけのきつかけをつくる。	地域福祉を日常生活で感じて実践できる市民を増やすため、身近に実践できる活動や幅広い取り組み方があることを広報活動で浸透させる。
	2 生きがいのづくりと社会参	生きがいのづくり支援	地域での介護予防活動、社会参加促進は必須。活動者の高齢化・担い手不足が活動団体全般の課題であるため、シニアクラブ、高齢者サロン、子育てサロン、居場所づくり活動のあり方を含めて課題の整理を行う。	・居場所づくり団体の一覧を更新し、助成金の情報等有効と思われる情報の提供に努めた。	・居場所づくりを行う団体への寄付情報や、助成金情報等を、LINEオープンチャットを活用して情報発信した。 ・食品等の余剰を抱える企業と、子ども食堂などの食事支援を行う団体を繋ぎ、食品ロス×居場所支援の取り組みを行った。 ・子ども未来課と共同で情報交換会を行った。	・寄付者(団体)と活動団体をつなぐ仕組みづくり ・居場所づくりを行う活動者の育成、交流会事業の実施	既存の活動を再定義し、「地域共生型の居場所」の普及を検討する。従来の活動団体に対して、地域共生社会実現の入り口として、多世代型の活動展開の方法について研修や情報提供を行う。	出番と役割と生きがいがそこにあり、自ら求めて活動をしたくなるような居場所づくりとなるよう継続して支援する。その活動を担うリーダー養成として社会参加促進講座を市と共催し、他の一般市民の参加拡大も図る。
		心の支援・ひきこもり支援	精神面に不安のある方の通いの場の一つとして心に寄り添うサロンの充実を図る。また、ひきこもり支援について、市や関係機関と連携しボランティアを中心に理解者を養成する取り組みを検討する。	・ここに寄り添うサロン開催にあたり、関係機関との連携を進める。ボランティアと参加者を対象とした研修会を実施(1/19)。中東遠圏域で活動されているピアサポーターや病院の作業療法士に講師依頼をした。 ・磐田市子ども未来課とともに、若者相談センターと共同開催した「ひきこもり寄りそい学習会」のフォローアップ(8/25、10/22、1/21)及び講演会(7/1、)実施	・市内5カ所通いの場：心に寄り添うサロンの安定した開催を行い、年始行事である初詣を実施する。 ・市と連携し、ひきこもり支援等理解者養成講座の受講者をほっとにつなげる。	・引き続き理解者(住民ボランティア)の養成を実施しつつ、当事者やボランティア・関係者と協働した活躍の場の運営	理解を深めた住民ボランティアによって、当事者やその家族の居場所や活躍の場が創出・運営されている。	精神障がいや発達障がい、ひきこもりといった、生きづらさを抱える当事者やその家族が、地域の中で孤立せず受け入れられ理解者が学びを生かし、自身でできることで社会に貢献していく。
	3 地域活動・ボランティア活動人材の育成	ボランティアの育成と確保	市民活動センターと共に進めるボランティア登録制度と、既存のほっとな地域づくり仕掛人の融合を検討する。また、大学等との事業連携強化、ICTに対応できる人材の育成事業を推進する。	・ボランティア登録制度とほっとな地域づくり仕掛人について、ほっとな地域づくり仕掛人の名簿を整理し、登録制度の案内を送付予定。 ・産業大学でのボランティア講話を10/24に実施。	・ボランティア登録制度への移行終了 ボランティアとコーディネート側の顔の見える関係を作るため交流会を実施予定(3/1)	・ホームページだけではなく、リアルタイムに近い情報共有をするため、LINEオープンチャットの活用などの一斉にボランティア情報を流すことができるような仕組みを検討	大学等との事業連携による若い世代のボランティア活動の参加促進。ICTに対応できる人材を増やすための事業の継続。	ボランティア登録制度を基盤としたボランティア人材の一元管理。ICTを活用しリアルタイムでボランティア情報を得られる機会を確保。ボランティア活動の参加機会の充実と幅広い年代の人材確保。
		地域福祉を担い手づくり	地区社協等のもとで活動する福祉委員として位置強化。地区の課題解決の主力として継続支援。市・地域域せいかつ応援倶楽部では、地域課題の把握と担い手育成をする。地区社協及び福祉委員の活動の三大活動として「サロン・見守り・生活支援」を整理し一連の流れを示す。	・地域域せいかつ応援倶楽部の仕組みについて、他市町の視察を受け入れ、その状況を懇談会の場で実施している9地区と共有した。 ・地域域せいかつ応援倶楽部の課題の1つである「担い手不足」「後継者不足」について、テーマを絞りグループワークを開催。懇談と情報交換する場を設けた。	・地域の特性を活かした活動を各地区で展開中。SCを通して市社協内SCでも情報共有している。 ・市社協応援倶楽部の懇談会を実施。他市町の先進的事例の中で特に「担い手確保のための広報」、「地域づくり協議会との関係性」などの話題を共有し懇談した。	・「ちょっとした困りごと」の解決を地域域せいかつ応援倶楽部の仕組みだけでなく、地域全体で考えていけるような方向性を見出す ・市社協せいかつ応援倶楽部から地域への移行を検討	福祉委員等の担い手による小地域福祉ネットワークの見守り活動が浸透するよう研修を充実させる。また、市内各地で地域域せいかつ応援倶楽部等の生活支援活動が展開されるよう、地区社協等を支援する。その方法として、各地区で展開する協議体の場を活用する。	地区社協や福祉委員、地域域せいかつ応援倶楽部に関わる担い手の参加による地域内の課題把握と合意形成を行う。住民によるネットワークと専門職のネットワークの協働による活動展開を行う。
		知識や技術の専門家に対応できる人材育成	担い手・リーダー養成事業を再構築し、持続可能な人材育成を推進。ICT活用など新たな活動様式に対応する人材を育成。過去の講座後の自主グループ支援を継続し、多様化するニーズに対応。	地域福祉活動者を対象に、「やさしいスマートフォン講座」を開催し、広報としての手段であるInstagramとコミュニケーションツールであるオープンチャットの機能を学ぶ機会を提供し活用についても確認する機会を設けた。	・担い手養成事業を再構築し、「ボラ活セミナー」を開催。活動者同士や対人援助におけるコミュニケーションスキルを学ぶ総合的な講座とした。 ・先進的な活動事例として、ICT活用をする若手リーダーの発表を加えた。	・活動者の確保、リーダーや担い手養成が喫緊の課題であるため、講座メニューをさらに検討し、今後求められるスキルを学べる人材養成講座を企画する。	担い手・リーダー人材の知識や技術の研修を行い、市民の視点で地域福祉活動に関わる人材を養成する。	地域福祉活動にICTを上手に取り入れ担い手、リーダーが有効なネットワークを構築し、情報共有・相談ができる仕組みを進める。
		災害時におけるボランティアの確保	令和4年台風15号被害の対応を振り返り、災害ボランティアコーディネーターと連携強化し、ボランティア登録した市民に対して研修機会を提供する。	令和4年台風15号と令和5年台風2号での対応を振り返る映像資料を作成し、災害ボランティアコーディネーター連絡会の会合や養成講座、地域や学校での出前講座で視聴し、研修に活かした。	・災害ボランティアセンター運営訓練について、R4とR5のボラセン対応を振り返る訓練を企画実施した。 ・災ボコ連と連携した研修を実施し、新たな担い手増加につなげられた。担い手の継続支援をする。	・技術系の災害ボランティアなど、幅広い活動に対応するボランティアの育成 ・NPO法人大工村、近隣市町村社協との連携による人材養成や支援活動の検討	災害ボランティアセンターの運営をテーマとして、災害ボランティアコーディネーター、防災・減災の活動団体、技術系NPOなどのゆるやかなつながりづくりをする。	ボランティアセンターの運営の3原則である「被災者中心、地元主体、協働」の実現を目指し、多様な人材が関わるができる協働の場づくりをする。
		共同募金運動への参画による人材確保と育成	若い世代に対し、学校・街頭募金活動への積極的な参加を促すため、福祉教育プログラムに「共同募金」を位置づけ、理解と協力が得られる仕組みを構築する。	今年度は情報収集に留まったが、次年度は福祉教育プログラムの制作や、企業と協働してのPR方法の開拓に着手していきたい。	・校長会を通した学校募金協力の呼びかけについて、趣旨が伝わるようチラシやシナリオを変更し工夫をした。その成果もあつて、協力校数・募金額ともに前年度から増加した。 ・PR方法の開拓として、しゅべいとふくびーをコラボさせたキーホルダーを制作した。	・福祉教育の年度末のまとめ用として、地域貢献の具体的な方法を提示するプログラムを作成する。その中に、赤い羽根共同募金の項目を入れる。 ・企業や団体と協働で共同募金の返礼品を製作する。	令和5・6年度から継続して共同募金プログラムを実施するとともに街頭募金活動やグッズ作成などの協働できる活動を提案し、実活動の推進を図る。	市内の半数以上の小・中・高等学校で共同募金運動が展開され、校内での募金活動や街頭募金への参加協力、ポスターや募金箱等啓発グッズ作成など、多種多様な手法で共同募金運動に関わる。
ふれあい、支え合い、助け合いの地域づくり	い 1 地域交流でふれあえる場づくり	地域福祉活動・ボランティア活動拠点の活用促進	ボランティア活動の拠点として、相談できる場、情報を発信する場としてセンターを充実させる。ボランティア登録者の増加、相談やコーディネートの充実のため、SNSの活用など、情報収集と発信方法を検討する。	・市民活動センターと協働して行うボランティア登録制度の推進。登録の更新年だったため、打合せを実施。 ・ボランティアセンターのホームページの刷新実施。SNSの活用は研究段階で、引き続き検討をする。	・新たな情報処理システムによるボランティア登録制度の実行性を高めるための情報収集を行った。	・ボランティアへの情報発信、社協ならではの繋がり、繋げるボランティアコーディネートが出来るよう、新規相談者向けにアセスメント能力を高めるための仕組みづくりを行う。	SNSを活用したボランティア情報の発信で、リアルタイムで情報を発信する。多様なニーズに対応できるよう関係機関とのネットワークを強化していく。	多様なボランティアニーズに対応できるよう関係機関とのネットワークを強化する。相談やコーディネートの充実や、SNSを活用した積極的な情報発信をする。
		地域内交流に参加できる機会づくり	老人クラブやサロンなどの高齢者の通いの場、子育てサロンなど、従来の対象や枠組みにとらわれない居場所づくりの活動について、支援のあり方を含めて課題の整理を行う。	従来の枠組みにとらわれない居場所の支援に関する課題整理には至っていないが、地域共生型の居場所の普及について地区担当・SCやサロン指導員、老人クラブ担当と意見の調整を行う。	・居場所づくり交流会の企画、新たな活動を開始しようとする担い手の相談支援の実施。	・居場所づくり及び既存のシニアクラブや高齢者・子育てサロンに対して地域共生の考え方に基づく集いの場について普及を実施する。	既存の活動を再定義し、「地域共生型の居場所」の普及を検討する。従来の活動団体に対して、地域共生社会実現の入り口として、多世代型の活動展開の方法について研修や情報提供を行う。	世代や属性を超えて住民同士が交流できる居場所により、地域づくりと個人の幸せが実現される。他の人に対して抱く信頼や、お互いさまの人間関係・つながりによる活動が定着する。
	2 地域での見守り体制づくり	見守り活動の推進	地区社協のもとで福祉委員、サロン、自治会、シニアクラブ、民生委員・児童委員等が連携して実施する見守りや声かけを支援する。活動の具体化や活性化にむけた相談支援を行う。地域福祉活動の三大活動として「サロン・見守り・生活支援」を整理し一連の流れを示す。	福祉委員に対する研修における見守り活動の普及以外に全市民的な取り組みとしての展開には至っていない。各地区の実情に応じた見守り活動が展開されている。今後は、地区活動の活性化に向けた相談支援の底上げをするために、各地区の現状把握を地区担当・SCの中で共有を進める。	・地区担当・SCによる相談支援により、サロンの立上げや継続支援、地域域せいかつ応援倶楽部の立上げ及び継続を行った。	・地域福祉推進の原動力として、協議体(地区社協の役員会、地域福祉懇談会等)を全市で活性化する。地区の実情に応じた課題と取り組みを支援する。	サロンが市内全域に浸透したのと同様に、地区の事情に合った取組みで小地域福祉ネットワークの見守り活動が展開されるよう、地区社協等を支援する。その方法として、各地区で展開する協議体の場を活用する。	地区社協、福祉委員、民生委員・児童委員、シニアクラブ等の参加による地域内の課題把握と合意形成を行う。見守り活動を通して把握できた個別のニーズを地域課題の解決に反映させる。住民によるネットワークと専門職のネットワークの協働による活動展開を行う。
		災害ボランティア活動支援体制の整備	様々な災害に柔軟に対応するため、市や関係機関・団体との連携や災害時の協力に関する協定締結を進める。また、災害ボランティアセンター立ち上げなど優先の取組事項を整理し、事業継続計画や防災計画に反映させる。	・磐田青年会議所との災害時における協力体制に関する協定(9/13) ・磐田市と「災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書」について調整・打合せ	・磐田市と「災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書」を締結 ・NPO法人大工村と「災害ボランティアセンター運営協力協定書」を締結(2/25)。袋井市社協、森町社協も同日に同様の内容で協定締結。広域協働の足掛かりができた。	・大規模災害に備え、地元のリソースを高めるためにネットワーク構築を目指す。技術系ボランティア団体の育成支援等の実施、近隣市町村社協と合同での研修実施の準備をする。	水害や震災などさまざまな被害の想定をした災害ボランティアセンター運営訓練を実施する。市や関係機関、団体等の参加による実践的な訓練を行い、得られた課題を検証する。	ボランティアセンターの運営の3原則である「被災者中心、地元主体、協働」の実現を目指し、地元の関係団体が合意形成して取り組む被災者支援と協働の場づくりを推進する。
	い 3 地域ネットワークの支え合い	地域づくり協議会福祉部等による「小地域福祉ネットワーク・見守り活動」	地区社協内での福祉委員会位置付けについて、地区ごとの課題解決に向けた支援を行う。他地区の状況を確認、意見交換する場として地区社協等連絡協議会を活用する。市内の状況だけでなく、他市町の先進例も提供する。	・地区社協等連絡協議会と福祉委員会連絡協議会の各会議の第2回と第3回を合同開催し、共通の研修と役員同士の意見交換の機会を設定した(7/31、2/13)。	・地区社協等・福祉委員会連絡協議会を第2回と第3回を合同開催して意見交換。会議にて、生活支援、サロン、見守り活動、移動支援について、地区ごとの課題の共有と見える化を行った。	・福祉委員会が地区社協・地域づくり協議会福祉部と活動が一体となるよう支援。市域の福祉委員会連絡協議会の機能を地区社協等連絡協議会に統合・集約をする。	地区社協等の資金面の支援とともに、地域の施設・専門機関と連携し、地区の状況に応じたネットワークを構築し、小地域福祉ネットワークの見守り活動が展開されるよう地区社協等を支援。各地区で展開する協議体の場を活用する。	地区社協等の地域福祉の担い手の参加による地域内の課題把握と活動推進の合意形成を行う。住民によるネットワークと専門職のネットワークの協働による活動展開を行う。
		住民主体の地域包括ケアシステムの構築	地区社協等の生活支援やシニアクラブ・サロン等による介護予防の充実を図るとともに、法人連絡会や障がい者支援ボランティアのネットワークを充実させる。地域の協働でSCの地域づくり活動を活性化させる。	・分野を超えた法人連絡会ネットワーク、生活支援コーディネーターSCと関係を密にし、地域への発信を行う。	・法人連絡会企画の合同研修会を通して、分野の異なる社会福祉法人のネットワークを広げ市内の連携を深めた。	・さらに連携を密にし、地域の福祉力向上・福祉教育に法人連絡会の協力を経て、展開を図っていく。	住民主体のさまざまな活動の充実を図りながら重層的支援の体制をめざし、施設等と情報の共有を行っていく。	生活支援コーディネーターがソーシャルファシリテーションの力を発揮し、地区社協の協議体や法人連絡会などの対話から生まれるアイデアや共感による地域づくりを推進する。

		実施項目	令和5～6年度(ステップ1)	R5年度の進捗、 次年度への展望 等	成果 (どんなことができたか)	ステップ2(R7・8)での 具体的な事業	令和7～8年度 (ステップ2)	令和8年度末の あるべき姿
自立した生活が送れる仕組みづくり	1 包括的な支援を行う体制づくり	包括的相談支援体制・重層的な支援体制に基づく事業	重層的支援体制の構築に向けて、福祉なんでも相談窓口の強化、市の関係課担当者や専門職等と柔軟な対応のための連携関係を築く。既存の制度による解決が困難な、制度のはざまの課題対応を検討する。	・コロナが感染法上5類に移行し、福祉なんでも相談窓口の再周知をスタートした。協働している社会福祉法人を始め、福祉関係機関との連携体制を深めていき、重層的支援体制の一助となる様、機能強化していく。 ・「個別ケースから課題を語る場 ～個別ケースを知ろう～」と題して、職員研修を2回開催し、個別ケースでの対応力向上を通して、地域づくりや制度の間の課題解決に努める。	・個別ケースや地域課題について、地域が主体的に取り組むを検討し始められるよう、地区社協等連絡協議会及び福祉委員会連絡協議会でのグループワークのテーマとし、住民の福祉力向上にむけた情報共有を行った。 ・社会福祉法人連絡会での連携強化を図り、福祉何でも相談窓口の周知、合同での職員研修を実施した。	・協議体を実施することができていない地区が固定化しているため、生活支援コーディネーターから地区役員へ積極的に働きかけを行い、地域住民の対話機会の創出支援を行う。対話の素材について個別ニーズに焦点を当てて、個別から地域課題につなげるよう、地区社協へ働き掛ける。。	市社協各係及び地域包括支援センターや他機関専門職による個別支援から得られたニーズをもとに、地域課題へ昇華させるコミュニティソーシャルワーク(CSW)の考え方を実践する。	地域の人材や仕組みを活用して生き難さを抱える人を支援するコミュニティソーシャルワークの考えに基づき、他の専門職と課題共有をして解決を目指す。把握した課題を、地区社協による協議体で話し合い、地域での資源開発に活用する。
	2 自立を支える福祉サービスの向上	相談機能の充実	福祉なんでも相談窓口の周知を図る。他機関等が設ける相談窓口を再確認し、情報の整理、提供を行う。	福祉なんでも相談窓口のパンフレットを用いて、窓口の周知を行った。各所が設ける相談窓口一覧の見直しを行った。SC活動、せいかつ応援倶楽部、日常生活自立支援事業等の個別支援を通じて、関係機関とのネットワーク強化と一緒に訪問しニーズの把握に努める。	・法人で受けた相談の記録作成や管理等を効率化するため、キントーンでアプリを作成し、運用を開始した。	効率を高めると同時に、他機関等の連携につながるよう、相談事業を効果的に進める。	自ら支援につながる事が難しい人に、関係者と連携してアウトリーチを含めた相談支援体制を検討する。	相談者の自立の支援につながる適切な窓口や制度に繋げることができる。複雑な課題を抱えた世帯への支援体制への協力ができる。
		生活困窮者の自立支援	自立相談支援事業の協働受託により、家計相談・支援による自立の支援を担う。小口福祉資金・県社協生活福祉資金貸付事業は、丁寧な相談対応・償還指導等を行う。	・コロナ禍の特例貸付の償還が始まっており償還状況を常に見守っている。償還困難である借受人に対しては償還猶予、自立相談機関へのつなぎを行っている。 ・借受人には償還完了となるよう定期的に電話、督促状の発送をおこなう。	県社会福祉協議会より実施したアンケートを基に、状況確認を行い、償還が滞っている借受人には、猶予相談と等を実施した。 ・償還猶予相談は、自立相談機関同席の上に実施し、必要に応じて、家計相談、他制度の活用につなぐことができた。	・自立相談機関と連携し、アウトリーチにより借受人の課題を掘り起こし、必要な支援を行う。	関係機関等と連携しながら、個々の生活困窮者に寄り添う形での自立支援を行う。貸付制度の相談者・利用者を他制度の利用にも繋げる仕組みを構築する。地域で取り組む生活困窮者支援に関する情報を収集し、地域に提供する。	新たな自立支援に関する仕組みやサービスを検討する。また、住民への意識づけにより、地域での早期把握や見守り体制の構築等、自立支援事業と地域との連携を進める。
		福祉サービス利用援助の推進	日常生活自立支援事業の初回相談から利用までの検討手順や職員間の情報共有方法の明確にする。事例検討により支援の振り返りや、職員のスキルアップを図る。	・新規相談について審査資料を作成する段階で事業担当間で共有し、不足情報や視点等の意見交換を行い、面談、情報収集を重ねることができた。次年度は、検討手順を明確化したい。 ・支援の評価・見直し及び職員のスキルの平準化を図るため、ケース検討を定期的に行っていくたい。	・新規相談は、初回相談から定期的に事業担当間で情報共有したうえで審査資料を確認する流れができた。 ・毎月、ケース検討を実施し支援状況の共有、意見交換ができた。法人後見事業のケースについても情報共有することにより職員の知識向上を図っている。	・適時、生活支援員説明会を開催し増員につなげる。 ・研修及び日々の支援では、支援員が後見制度との違いを理解して支援できるよう整理して伝える。 ・支援の評価・見直しの手順を明確化し、利用者の変化を適切に捉えて支援方法の変更につなげる。	生活支援員の増員、研修の充実。研修では法人連絡会に適切な講師を依頼する等、連携を深めるとともに事業への理解を推進する。	利用者のありたい姿を関係者と共有し、自己決定を支援する。生活支援員に活動へのやりがいを感じてもらえる。
		成年後見制度の利用促進成年後見支援センター受託運営)						
		(1)権利擁護の普及啓発	講演会・講座等 …各年度 25回、300人 相談件数 …各年度 240人(20人/月)	・権利擁護講演会に90名以上が参加。 ・市民等からの一般相談はR5年12月までに63件対応。 ・次年度は成年後見制度利用促進セミナー等の実施をととしてより多くの市民や関係機関に啓発し、利用促進体制を構築していく。	・成年後見制度利用促進セミナーをR6年3月～11月に5回シリーズで開催し、延べ231名が参加。出張講座はR6年度の11月までに4件対応し、延べ127名が参加。 ・市民等からの一般相談は初回受付分のみカウントしている。R5年度は87件、R6年度は11月まで77件受付。	・成年後見制度利用促進セミナーはR7年度も継続してシリーズ開催を企画し、啓発を促進。 ・出張講座は交流センター等で適時対応し啓発を促進。 ・広報活動を通し、潜在的な権利擁護ニーズを抱える方や支援者からの相談が繋がるように推進する。	講演会・講座等 …各年度 25回、300人 相談件数 …各年度 240人(20人/月)	市民、関係者・関係機関に対する成年後見制度の普及啓発の強化、制度の周知を図る。
		(2)権利擁護推進体制	利用促進協議会の設置運営(R5年度末) 権利擁護検討会の設置(R5年度から) 権利擁護支援チーム数(R5)10件 (ケース数)(R6)12件	・権利擁護検討会を設置し毎月協議の場を設定。家庭裁判所への申立前に適任の後見人候補者の受任調整と合わせ、市民後見人への受任促進や権利擁護支援チームのあり方等に関する方向性を確認した。	・権利擁護検討会を設置し、後見人候補者の受任調整や市民後見人への受任促進、権利擁護支援チームに関する協議等を行った。R5は年9回、22件の受任調整案件を協議。R6は11月までに5回、11件の協議を行った。	・権利擁護検討会を毎月開催し、権利擁護課題の検証や受任調整、権利擁護支援チーム等について協議する。 ・市が設置する利用促進協議会の設置運営に中核機関として連携する。	利用促進協議会の設置運営 権利擁護検討会の運営 権利擁護支援チーム数(R7)15件、(R8)20件	中核機関としてのセンター充実と整備、地域連携ネットワークの構築、権利擁護検討会の設置と個別検討会の運用をする。
		(3)安心して制度利用できる環境づくり	市民後見人候補者養成数 …各年度10人の修了者を確保 市民後見人受任者数 …各年度5人(事業終了者の半数の移行) 市長申立件数(R5)12件 (R6)15件 …周知拡大に伴い増加を想定	・市民後見人候補者養成講座を開催し、10名の新規候補者を育成した。今後は過去の講座修了者と合わせて市民後見人への受任を促進するとともに、フォローアップを継続的にを行い、地域における権利擁護支援体制の充実を目指す。	・R5に養成講座を修了した10名を加え、計23名の市民後見人候補者を対象に、R6年度は連絡研修会を4回実施。後見活動に必要な知識のフォローアップを行った。 ・権利擁護検討会による受任調整により市民後見人が適任となったケースで新たな市民後見人が誕生。	・市民後見人候補者養成講座を計画的に企画実施し、後見人等の担い手育成を促進する。 ・講座修了者のフォローアップを定期開催し、知識の拡大とモチベーションの維持向上に努める。 ・市民後見人が適任とされるケースの適時移行を促進。	市民後見人候補者養成数 / …各年度10人の修了者を確保 市民後見人受任者数 …各年度5人(事業終了者の半数の移行) 市長申立件数(R7)18件 (R8)20件 …周知拡大に伴い増加を想定	後見人等の担い手の確保と信頼の確保、必要な人が制度利用できる体制整備を進める。
		(4)本人に寄り添った意思決定支援	権利擁護研修会の参加者数 …各年度50人の参加者確保 受任調整件数 (R5)10件 (R6)12件 …権利擁護チーム数と同様 チームモニタリング件数(R5)ー (R6)10件 …チームごとに実施した件数	・権利擁護検討会でR5年12月までに16件の受任調整を行った。次年度も市長申立や市民後見人を候補とする案件を中心に、本人の支援に適した候補者の受任調整に努める。	・受任調整について、R5は年9回、22件を協議。R6は11月までに5回、11件を協議した。併せて、本人が直面する権利擁護課題を整理し、後見人等が選任後のチーム支援のあり方についても協議した。 ・チームモニタリングについては着手できていない。	・本人が制度利用のメリットを実感できるよう、潜在的な権利擁護課題を明らかにし、適任の後見人等が選任されるよう受任調整を行う。後見人等の選任後はチームで支援できる体制づくりを行う。 ・チーム支援のモニタリングを行い、より良い支援に繋がるよう適時見直しを行う。	権利擁護研修会の参加者数 …各年度50人の参加者確保 受任調整件数 (R7)15件 (R8)20件 …権利擁護チーム数と同様 チームモニタリング件数 (R7)12件 (R8)15件 …チームごとに実施した件数	地域連携ネットワークによる本人支援の推進、権利擁護検討会での受任調整を進める。
		成年後見制度の利用促進 (法人後見・後見監督等)	支援内容や対応の振り返り等を通して、法人後見の支援手順等の共有化・効率化を図る。市民後見人移行に伴う後見監督人等を受任しながら、後見監督人業務の手順等を明確にする。	・法人後見の支援手順等の見直し・改善を進めている。 ・後見監督人として市民後見人に活動の助言や定期報告の支援等をした。 ・法人後見人と市民後見人の複数後見が1件誕生したことから複数後見人と後見監督人の業務の違いを確認した。 ・次年度は、手順・役割等を関係者間で共有しながら市民後見人への移行を進めていく。	・法人と市民後見人の複数後見人が5件となった。 ・法人が後見監督人を辞任し、市民後見人が単独で支援するケースができた。 ・法人後見人から市民後見人(法人後見監督人)への移行が1件進んだ。 ・複数後見人が選任に伴う打合せ資料を作成することができた。	・法人と市民後見人の複数後見人から、法人が辞任する手順の明確化・効率化を図っていく。 ・法人が後見等監督人に選任されることに伴う打合せ資料を作成するとともに、後見等監督人業務の手順を明確にししていく。	市民後見人養成講座受講修了者に支援員として活動してもらい、経験の蓄積を図る。後見監督人の辞任に向け、必要な情報整理や関係者のネットワークづくりを進める。	市民後見人の活動人数が拡大する。法人後見支援員に後見活動へのやりがいを感じてもらえる。後見監督人を辞任することで、独立した市民後見人を誕生させる。
	3 い安 環境 心 境 で の 住 整 み 備 や す	地域と連携した子育て支援	民生委員・児童委員、主任児童委員と連携し、子育ての不安解消のために必要なことが何か検討する。また福祉団体が行う子育て支援事業(子育てサロン)等への支援を引き続き行う。児童遊び場整備事業は、新設・修繕に加えて点検費用も検討をする。	・子育てサロンボランティア、サークル会員親子を対象とした連絡会を開催し、情報交換の機会を設定(6/19、2/19)。	・子育て支援員を地域に派遣し、地域のボランティアと親子の居場所づくりやつながるきっかけづくりの支援をおこなった。 ・サロン連絡会(6/10、1/27)を通して、サロンボランティア同士がつながり情報共有の場となった。	・サロン連絡会では、サロンボランティアのニーズを聞き取り、1つでもサロンに持ち帰ることのできる情報発信を行う。 ・子育て支援員を地域に派遣し、地域のサロンの発展の支援、ボランティア支援、親子のリフレッシュの場の提供をおこなう。	民生委員・児童委員、主任児童委員との連携強化を継続するとともに、地域づくり協議会等との連携を強化し、子育ての不安解消のための環境づくりを進める。また、子育てサロン等における多世代交流事業を進め、地域ぐるみの子育て環境につなげる。	自治会や地域づくり協議会・地区社協等と連携し、多世代交流活動を通して、地域共生社会の実現に向けた柱の中心に、子どもと子育ての支援を位置づける。
		外出・移動手段の充実と確保	マイクロバス貸出で地域活動の外出機会を支援し、マイクロバス登録運転手の安全運転管理を徹底する。福祉車両貸出では、車いす使用者の外出支援を促進し利便向上を図る。	・福祉車両、マイクロバスの利用率は高く、外出移動支援の役割を果たしている。 ・継続して利用できるよう、車両のメンテナンス、安全運転講習会を実施していく。	・マイクロバスの新規運転ボランティア向けの講習を行ったことにより、ボランティアが増員した。 ・福祉車両の利用を広く周知したことで、新規利用者増加につながった。	・引き続き、アルコールチェックと免許証の確認等を行い、利用者が安心安全に活用できるよう努める。	自動車学校の協力を仰ぎ、マイクロバス登録運転手の安全運転をより強化する。同時、マイクロバス、福祉車両の利用促進をより一層PR強化する。	福祉団体、ボランティアグループ、サロンが安心してマイクロバスを利用できるよう、貸出しを継続する。福祉車両は通院、外出など幅広い外出支援を継続する。